

監 事 監 査 報 告 書

平成 24 年 5 月 25 日

学校法人日本体育大学
理事会・評議員会 御中

学校法人日本体育大学

監事 藤田 征榮
監事 比留間 進



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項および学校法人日本体育会寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人日本体育会（現、学校法人 日本体育大学）の法人事務局をはじめ、日本体育大学、日本体育大学女子短期大学部、日体荏原高等学校、桜華女学院中学校、日体桜華高等学校、柏日体高等学校、浜松日体中学・高等学校、日体幼稚園、日体柔整専門学校における平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から同 24 年 3 月 31 日まで）の業務ならびに財産の状況について監査を実施した。

監査にあたっては、理事会および評議員会に出席し、また、法人の役員、各教学部門の責任者、それぞれの部局の担当職員から業務の報告を受け、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類の検討、財務状況の調査など、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人日本体育会の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書および貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む）ならびに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に財産状況を示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上